

公的資金補償金免除繰上償還に係る  
佐伯市水道事業経営健全化計画  
(佐伯市水道事業会計～延長計画)

(平成 23 年度～平成 27 年度)

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：佐伯市水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和8年8月21日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	佐伯市	職員数 (H23. 4. 1現在)	32人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度) 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	54円 (20年度)	財政力指数	0.339 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	該当無し (年度)	財政力指数 (臨時債振替前)	- (年度)
経常収支比率 (%)	94.7% (20年度)	実質公債費比率 (%)	13.9% (21年度)
		将来負担比率 (%)	105.3% (20年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月3日 合併前市町村：佐伯市] 市町村合併により平成18年度から旧佐伯市の佐伯市水道事業と旧弥生町の水道事業を経営統合。 平成28年度を目途にすべての簡易水道事業を上水道事業へ経営統合する予定。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る佐伯市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	佐伯市水道事業 佐伯市長 西嶋泰義
既存計画との関係	第2期佐伯市行財政改革推進プラン（平成22年度～26年度）
公表の方法等	議会に説明後、市ホームページで公開予定
基本方針	水道水の安全で安定的な供給を図るための経営基盤の確立を目指し、事務事業の統一及び効率化を推進する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	164,435.3			164,435.3
	補償金免除額	35,730.9			35,730.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		(43,866.5)		(43,866.5)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	164,435.3			164,435.3
合 計 (A)		164,435.3			164,435.3
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		164,435.3			164,435.3

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>佐伯市では、平成17年3月3日に旧佐伯市と旧南海部郡5町3村が合併したことにより、2つの上水道事業と39（合併時）の簡易水道事業を有することとなった。</p> <p>上水道事業については、昭和8年の給水開始以来、番匠川水系の豊富な地下水源を背景に、県下屈指の低料金で良質の水道水を安定供給してきた。しかし近年、既存施設の老朽化等により、大規模浄水場の改築、新規水源の開発等、大型の施設整備が続き、経営状況は年々悪化している。</p> <p>一方、簡易水道事業は、小規模なものが多く、維持管理面にも課題を有し、経営基盤も脆弱である。</p> <p>これら水道事業全般の課題を解消し水道水の安全で安定的な供給と経営の健全化を図るため、平成18年度に水道事業基本計画を策定。事業の統合や水需給計画の見直し、さらには水道料金体系の統一化に向け取り組みを開始した。</p> <p>平成20年度には、水道料金体系を統一。上水道事業においては、実に20年振りとなる料金改定を実施した。</p> <p>現在、事業の一元化による効率化及び運営基盤の強化を図るべく平成28年度を目途にすべての簡易水道事業を上水道事業へ経営統合するため、順次施策に取り組んでいる。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 簡易水道事業の経営統合</p> <p>事業の一元化及び運営基盤の強化を図るため、順次経営統合を進め、平成28年度までにすべての簡易水道事業を上水道事業へ経営統合する。</p> <p>課 題 ② 民間的経営手法の導入</p> <p>コスト削減とサービス向上の両立を実現するため、業務委託等により積極的に民間活力の導入を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金の徴収業務及び窓口業務を外部委託する。</li> </ul> <p>課 題 ③ 定員管理の適正化及び総人件費の抑制</p> <p>市町村合併及び経営統合により増加した職員数を適正規模に削減し、人件費の抑制を図る。</p> <p>課 題 ④ 使用料の適正化</p> <p>現行料金は、料金体系を平成20年度に改定した。</p> <p>今後は、経営効率化に向けた諸施策（事務事業の民間委託、人件費の抑制、企業債残高の削減等）を実施したうえで、平成28年度を目途に料金体系の見直しを再検討する。</p> <p>課 題 ⑤</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入										
	1. 企 業 債 費 平 準 化 債	366	444	323	123	150	230	350	180	160	160
	2. 他 会 計 出 資 金				50	23					
	3. 他 会 計 補 助 金	11	16								
	4. 他 会 計 負 担 金	17	8	8	5	12	4	5	5	5	5
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	68	37	3	7						
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	91	72	46	24	50	15	15	15	15	15
	9. そ の 他			155							
	計 (A)	553	577	535	209	235	249	370	200	180	180
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			155	30	23					
	純 計 (A)-(B) (C)	553	577	380	179	212	249	370	200	180	180
	資 本 的 支 出										
	1. 建 設 改 良 費	631	488	376	577	397	610	475	336	268	268
	うち 職 員 給 与 費	45	46	56	66	76	77	77	77	77	77
	2. 企 業 債 償 還 金	163	526	359	189	214	262	395	240	245	253
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他					1						
計 (D)	794	1,014	735	766	612	872	870	576	513	521	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	241	437	355	587	400	623	500	376	333	341	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	222	372	343	408	357	432	345	351	308	316	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						143	130				
3. 繰 越 工 事 資 金				155	31	23					
4. そ の 他	19	65	12	24	12	25	25	25	25	25	
計 (F)	241	437	355	587	400	623	500	376	333	341	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	4665	4,583	4,547	4,888	4,824	4,792	4,747	4,836	4,751	4,658	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	14	16	3	4	2	4	4	4	4	17
	うち 基 準 内 繰 入 金	14	16	3	4	2	4	4	4	4	17
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 外 繰 入 金										
	資 本 的 収 支 分	28	24	8	55	35	4	5	5	5	5
合 計	うち 基 準 内 繰 入 金	28	24	8	5	12	4	5	5	5	5
	うち 基 準 外 繰 入 金				50	23					
合 計		42	40	11	59	37	8	9	9	9	22

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業) (簡易水道事業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度									
		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	447	441	471	438	440	422	412	365	358	352
	(1) 営 業 収 益 (B)	375	371	379	347	339	331	325	290	284	277
	ア 料 金 収 入	368	367	369	343	336	330	324	289	283	276
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	7	4	10	4	3	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	72	70	92	91	101	91	87	75	74	75
	ア 他 会 計 繰 入 金	55	52	84	91	97	90	86	74	73	74
	イ そ の 他	17	18	8		4	1	1	1	1	1
	2 総 費 用 (D)	371	372	327	280	284	288	286	264	260	262
	(1) 営 業 費 用	262	263	232	198	207	214	214	202	202	202
ア 職 員 給 与 費	89	91	69	49	51	54	54	49	49	49	
イ そ の 他	173	172	163	149	156	160	160	153	153	153	
(2) 営 業 外 費 用	109	109	95	82	77	74	72	62	58	60	
ア 支 払 利 息	108	103	94	76	75	72	70	60	56	58	
イ そ の 他	1	6	1	6	2	2	2	2	2	2	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	76	69	144	158	156	134	126	101	98	90	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	454	857	625	661	327	188	350	471	368	357
	(1) 地 方 債 債 償 還 金	131	424	344	308	78	15	169	235	179	179
	ア 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金										
	(2) 他 会 計 補 助 金	124	130	149	170	180	140	148	144	136	125
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	78	186	88	147	27			59	20	20
	(6) 工 事 負 担 金	35	59	43	36	42	33	33	33	33	33
	(7) そ の 他	86	58	1							
	2 資 本 的 支 出 (G)	532	926	737	795	411	364	465	571	461	441
(1) 建 設 改 良 費	284	578	394	558	178	129	162	332	232	232	
ア 職 員 給 与 費											
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	245	348	343	237	233	235	303	239	229	209	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	3										
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 78	△ 69	△ 112	△ 134	△ 84	△ 176	△ 115	△ 100	△ 93	△ 84	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 2	0	32	24	72	△ 42	11	1	5	6
積 立 金 (K)	2	2	1	1	46	11	13	13	6	5
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	7	3	1	32	55	81	27	25	12	11
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3	1	32	55	81	28	25	13	11	12
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			31	18	59					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	3	1	1	11	22	28	25	13	11	12
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 の 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	73	61	70	85	85	81	70	73	73	75
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	375	371	379	347	339	331	325	290	284	277
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	3,908	3,984	3,985	3,649	3,481	3,261	3,127	2,974	2,924	2,894

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	55	52	84	91	97	90	86	74	73	74
うち基準内繰入金	55	52	50	35	34	36	30	26	24	25
うち基準外繰入金			34	56	63	54	56	48	49	49
資 本 的 収 支 分	124	130	149	170	180	140	148	144	136	125
うち基準内繰入金	124	127	121	66	69	71	73	69	66	61
うち基準外繰入金		3	28	104	111	69	75	75	70	64
合 計	179	182	233	261	277	230	234	218	209	199



## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率 <sup>※</sup> (%)	95.0	96.3	112.0	103.8	108.1	104.2	103.0	99.0	99.9	101.1
資本費 (円又は%)	55.0	59.7	56.0	58.3	57.1	60.3	61.1	65.5	65.3	65.2
総収支比率(法適用) (%)	100.3	100.9	116.4	107.6	112.1	107.7	105.9	101.7	102.7	103.9
経常収支比率(法適用) (%)	100.6	101.5	116.6	107.7	112.1	107.8	106.0	101.8	102.8	104.0
営業収支比率(法適用) (%)	118.2	118.9	135.8	123.5	129.2	123.9	121.8	117.4	118.7	118.3
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.6	1.8	0.3	0.4	0.2	0.4	0.4	0.4	1.8
	うち基準内繰入金 (%)	1.6	1.8	0.3	0.4	0.2	0.4	0.4	0.4	1.8
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	5.1	4.2	2.1	30.7	16.5	1.6	1.4	2.5	2.8
	うち基準内繰入金 (%)	5.1	4.2	2.1	2.8	5.7	1.6	1.4	2.5	2.8
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	27.9	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行料金については、平成20年度に20年振りとなる料金改定を実施（従前料金より実質改定率11%増）。これにより、現在、需要と供給のバランスのとれた料金設定となっている。今後、簡易水道事業の経営統合により会計上の収入は増加するが、一方で少子高齢化の進行に伴う人口減少により、有収水量の減少が見込まれることから、料金収入の減少を見込んでいる。 なお、平成25年度から料金徴収等業務を外部委託することにより、料金徴収を強化することとしている。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰出として、統合簡易水道事業の元利償還金のうち利子分の2分の1を平成27年度に13百万円繰り入れる計画としている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成18年度から堅田地区新水源開発事業に着手（総事業費約7億円）。 資産売却については、売却可能な遊休資産がないため予定していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	簡易水道の統合については、平成21年度に旧本匠村及び旧青山の計7簡水、平成22年度に旧上浦町の一部（浪太）を事業統合した。さらに、平成25年度に旧上浦町（浪太除く）を事業統合する予定としている。企業債残高については平成21年度末に統合に伴う企業債引継ぎ407百万円増加、及び平成25年度末に149百万円増加することを見込んでいる。また、業務委託を推進することによる人件費の削減に努め、経費削減を見込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	平成17年度策定の「第1期佐伯市行財政改革推進プラン(平成17年度～平成21年度)」では、平成17年度職員数1,233人に対し、平成21年度末の職員数を1,100人以下とする計画であったが、実績は目標数25人減の1,075人となり、計画を達成した。さらに、平成22年度策定の「第2期佐伯市行財政改革推進プラン(平成22年度～平成26年度)」では、平成22年度当初職員数1,044人に対し、平成26年度の職員数を約130人減の920人以下とすることを計画としている。
○ 給与のあり方	③	
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		「第2期佐伯市行財政改革推進プラン」においても、「第1期行革プラン」で実施した施策の継続を基本とし(一般職の給料5%カット、管理職手当20%カット、福祉手当、税務手当の凍結)、あわせて給与構造の見直し検討する。 なお、地域手当は該当なし。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当職員なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特別昇給は、人員削減が一定の水準に達したため、平成22年度(平成23年3月)までをもって終了した。平成23年4月からは廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方		健保組合への加入なし
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①	全ての簡易水道事業について、平成21年度から順次、上水道事業へ経営統合することにより、事務事業の一元化を図り、維持管理費等の経費の削減及び経営効率化を図る。 簡水統合計画 平成21年度本匠・青山簡水(計7簡水)、平成22年度上浦浪太、平成25年度上浦(浪太除く)簡水(計5簡水)、平成28年度直川・宇目・鶴見・米水津・蒲江簡水(計25簡水)
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	サービスの向上と職員減による人件費の削減及び経営効率化による維持管理費等の縮減を図るため、平成23年度から維持管理部門について浄水場(上岡)の運転管理業務を全面民間委託している。さらに、平成26年度には、料金部門について、既に委託している検針業務に加え料金徴収業務、窓口業務等全般にわたる包括的な民間委託を計画している。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	④	現行料金は、平成20年度に料金改定を行い、平成19年度比で約10%の料金収入の増加となった。今後は、業務の民間委託による経費及び人件費の削減、企業債残高の削減等を実施するとともに、簡易水道事業の統合及び人口の自然減による料金収入の増減、統合による減価償却費等の経費の増加等に注視し、平成28年度の全ての簡易水道事業統合後の経営状況により料金水準の引き上げを検討する。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		「佐伯市行財政改革推進プラン」「経営健全化計画(前回計画)」は市HPで公表しており、今回の延長計画についても市HPでの公表を予定している。また、各種財政状況(予算・決算・財政指標等)、職員給与・人事行政の情報も随時、市報、市HPで公表している。
○ 行政評価の導入		平成20年度に総合計画を策定。これを基本として政策目標達成のための予算を性質や目的ごとに分類し、その分類を「実施計画」と定めることで、施策と事業の体系化を図った。これに基づき、各年度の進捗状況と費用対効果を翌年度に評価する内部システムを運用し、その結果を公表している。現在は、担当部局の自己評価と全市的な方針に基づく総合的・組織横断的な視点での二次評価だけであり、今後、外部評価の導入について検討を行う予定である。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成23年度に浄水場（上岡）の運転管理業務を全面民間委託し、当該部門職員2名を削減している。料金の徴収業務、窓口業務の民間委託を検討しており、平成26年度に当該部門職員4名の削減を予定している。基準内繰出として、統合簡易水道事業の元利償還金のうち利子分の2分の1を平成27年度に13百万円繰り入れる計画としている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	特になし
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	資本的収支について以下のとおり臨時交付金を財源とする一般会計からの基準外繰出があったが、水道管の耐震化等を実施したものであり、恒常的なものではない。今後も経営状況に伴う基準外繰り出しを行わないよう、経営改善に努める。 平成21年度 地域活性化経済危機対策臨時交付金 50百万円 平成22年度 地域活性化臨時交付金 23百万円
4 その他	特になし

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画2年度)	平成25年度 (延長計画3年度)	平成26年度 (延長計画4年度)	平成27年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	黒積欠損金比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		企業債現在高		4583	4547	4888	4824	4792						
		延長計画の目標値		4583	4547	4888	4824	4792						
										4747	4836	4751	4658	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率			11									
		改善効果額 (料金の適正化)			124	123	122	121	490					
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額 (負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額 (収入増額)												
		その他 ( )												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費 (退職手当以外)		168	202	191	187	178						
		改善効果額		4	△ 4	4	4	12	20					
	給与水準													
	改善効果額		4	4	4	4	4	20						
	その他 ( )													
	改善効果額			△ 8	0	0	8	0						
	維持管理費等													
	改善効果額 (適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額 (縮減額)													
	その他 ( )													
	改善効果額													
当初計画改善効果額 合計										510				
(参考) 当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)										95				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額 (料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額											13	
		改善効果額 (負担金の確保等)											13	13
		資産の有効活用												
		改善効果額 (収入増額)												
		その他 ( )												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費 (退職手当以外)					194	189			189	189	169	169
		改善効果額										20	20	40
	給与水準													
	改善効果額													
	その他 (人件費)													
	改善効果額										20	20	40	
	維持管理費等													
	改善効果額 (適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額 (縮減額)													
	その他 ( )													
	改善効果額													
延長計画改善効果額 合計 A													53	
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B														
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C														
A+B+C														53
<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)														36

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A	53
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	
A+B+C	53
<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	36

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	55389	52918	55123	57571	57352	54750	57324	57400	57300	57200
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	7613	7601	7373	7461	7407	7400	7380	7500	7500	7500
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	35200	35200	35200	41172	41172	41172	41172	43672	43672	43672
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	31390	30695	31780	27950	28645	28900	27950	27900	27900	27900
最大稼働率 (%)	89.2	87.2	90.3	67.9	69.6	70.2	67.9	63.9	63.9	63.9
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	108.2	108.3	123.3	124.6	124.7	124.3	124.1	123.5	123.2	122.8
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	113.9	112.5	110.1	120.0	115.4	119.3	120.5	124.8	123.3	121.5

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

以下のスケジュールで平成28年度までにすべての簡易水道を事業統合する。  
 平成21年度 本匠及び青山簡水 計7簡水 (統合済み)  
 平成22年度 上浦浪太 (統合済み)  
 平成25年度 上浦 (浪太除く) 簡水 計5簡水  
 平成28年度 直川、宇目、鶴見、米水津及び蒲江簡水 計25簡水